

○佐倉市営住宅管理条例（平成九年九月三十日条例四十二号）

新	旧
<p>(公募の例外)</p> <p>第四条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 災害による住宅の滅失</li> <li>二 不良住宅の撤去</li> <li>三 公営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>四 公営住宅建替事業の執行に伴う公営住宅の除却</li> <li>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）<b>第三条第四項若しくは第五項</b>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、<b>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業</b>又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</li> <li>六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</li> <li>七 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</li> <li>八 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</li> </ol> <p>(入居者資格)</p> <p>第五条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人又はその者の心身の状況若しくは世帯構成、市内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある者として、<b>別表第一</b>に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第四条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 災害による住宅の滅失</li> <li>二 不良住宅の撤去</li> <li>三 公営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>四 公営住宅建替事業の執行に伴う公営住宅の除却</li> <li>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）<b>第三条第三項若しくは第四項</b>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</li> <li>六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</li> <li>七 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</li> <li>八 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</li> </ol> <p>(入居者資格)</p> <p>第五条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人又はその者の心身の状況若しくは世帯構成、市内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある者として、<b>別表</b>に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>

く。次条第二項において「老人等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号）の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

二 その者の収入が別条第二の区分の欄に掲げる場合に応じ、当該金額の欄に掲げる金額を超えないこと。

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

四 市内に引き続き一年以上住所を有する者で、市税を滞納していないものであること。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。（入居者資格の特例）

第六条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 別条第二の八の項に掲げる市営住宅の入居者は、同条の規定にかかわらず

次条第二項において「老人等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号）の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第六条第四項で定める場合 旧令第六条第五項第一号に規定する金額

ロ 市営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧令第六条第五項第二号に規定する金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 旧令第六条第五項第三号に規定する金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

四 市内に引き続き一年以上住所を有する者で、市税を滞納していないものであること。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。（入居者資格の特例）

第六条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号ロに掲げる市営住宅の入居者は、同条の規定にかかわらず同条

同条第一号から第三号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

別表第一

別表第二

第一号から第三号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

別表